

## 景観形成地域景観形成基準（山都町景観計画《基幹計画》より）

行 為	事 項	基 準
①土地の区画形質の変更	土地の形状と利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地としての利用を維持し、できるだけ変更しないように努める。</li> <li>・土地の形状を生かして区画形質の変更をするように努める。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面に擁壁などの構造物を設置する場合、必要最低限になるように努める。</li> <li>・のり面の緑化等、周囲の景観への影響に配慮するよう努める。</li> </ul>
②木竹の伐採又は植栽	伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採はできるだけ小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。</li> <li>・伐採ののちは、植栽などの代替措置を講ずるよう努める。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の景観や樹木の植生に配慮した樹種を選ぶように努める。</li> </ul>
③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から望見できる場所や公道などから目立たない場所で行うように努める。</li> </ul>
	物件の配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する物件の高さを低くしたり、整然と並べるなど周囲の景観に配慮するように努める。</li> <li>・植栽など堆積する物件が目立たないような措置をとるように努める。</li> </ul>
④自動販売装置の新設	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野立ての自動販売装置は設置しないように努める。</li> <li>・やむを得ない場合は、周囲に植栽するなど目立たない措置を講ずるよう努める。</li> </ul>